



2018年8月6日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久
(コード番号: 9424)
問合せ先 執行役員CFO 小平 充
電話 03-5776-1700

当社に対する訴訟（反訴）の提起に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、2018年7月31日付けでQuanta Computer Inc.（以下、「Quanta」という）から訴訟（反訴）を提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および反訴の提起に至った経緯

当社は、2015年8月4日にQuantaとの間でスマートフォン（以下、「本件製品」という）の製造を委託するODM契約（以下、「本件契約」という）を締結し、本件製品7万台を発注しました。

しかしながら、納入された本件製品の一部に不具合があり、不具合が解消されない状態が続いていたため、当社が約1万4,000台の受領を拒絶したところ、Quantaは、2016年8月8日、米国カリフォルニア州において、当社に対し、当社が受領を拒絶している本件製品の売買代金として約200万米ドルの支払い等を求める訴訟（以下、「米国訴訟」という）を提起しました。

これに対し、当社は、本件契約の管轄合意（米国カリフォルニア州）を争い米国訴訟の却下を申し立てるとともに、2016年9月26日、東京地方裁判所において、米国訴訟で訴えられた債務の不存在の確認および損害賠償請求等として約6億3,000万円の支払を請求する訴訟（以下、「本件訴訟」という）を提起しました。

本件訴訟の審理は、米国訴訟の帰趨が確定するまで保留されていたところ、米国訴訟は、2018年4月、当社の主張どおり、米国カリフォルニア州にはForum Non Conveniens（不便宜法廷地）の法理により裁判管轄が認められないことで確定しました。

今般、Quantaは、本件訴訟に対する反訴として、①当社が受領を拒絶している本件製品約1万4,000台の売買代金として約200万米ドル、②当社の追加発注を期待して調達した材料費等にかかる損害として約330万米ドル、およびこれらの遅延損害金の支払い等を求める訴訟を提起したものです。

2. 反訴を提起した者の概要

名 称	Quanta Computer Inc.
所 在 地	211, Wen Hwa 2nd Rd., Guishan Dist., Tao Yuan City 33377, Taiwan
代表者の役職・氏名	Barry Lam, Chairman

3. 反訴の内容および請求金額

- (1) 反訴の内容 売買代金請求および損害賠償請求
(2) 請求金額 560万2,360.05米ドルおよびこれに対する遅延損害金

4. 今後の見通し

Quantaによる反訴の提起が当社の業績に与える影響は現時点では軽微と認識しております。
本件訴訟について今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上

■日本通信について

日本通信は1996年5月24日、モバイルが実現する次世代インターネットを活用して日本の次世代経済の基盤を構築する総務省の方針を実現する会社として設立されました。当社ビジネスモデルはのちにMVNOと命名され、2009年3月、総務省の携帯市場のオープン政策のもとNTTドコモとの相互接続を実現しました。これにより「格安SIM」が生まれ、携帯事業者以外から携帯通信（SIM）が買える市場が誕生しました。次は、携帯電話以外の産業が、自社サービスにモバイルを組み込み、産業全体がモバイルを活用し成長する番です。MVNOルールメーカー、世界初のMSEnablerとしての強い技術ビジョンと高い遂行力によって、日本発の経済創出の一翼を担うべく次世代プラットフォームの構築に取り組んでいます。東京、米国コロラド州およびフロリダ州、アイルランドダブリンに拠点を置き、東京証券取引所市場第一部に上場（証券コード：9424）しています。当社のコーポレートガバナンスのポリシーとして、社外役員が過半数で、全社外役員は独立役員です。